

(仮称)大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例(素案)に対する町民等意見及び議会の考え方

番号	意見・質問等	議会の考え方
1	<p>省エネルギー・再生可能エネルギー利用の推進は重要だが、現時点では経済的な負担が大きいのではないかと思う。全国各電力会社のいわゆる「買取制度」がすでに明らかに破綻していることから分かるとおり、再生可能エネルギーの活用については、送電線の整備が必要不可欠であり、送電線の負担を電力会社に負わせ、また一方で、電力利用者の買取という、様々な負担の上で成り立つ再生可能エネルギーの利用推進は、大磯町のような小規模な自治体では難しいのではないだろうか。大井町のようなメガソーラーの誘致を想定した条例と思われるが、大井町の例では2.1メガワット(約600世帯分)の発電のために、町が町有地の貸し出しを行うとともに2億円の税金をかけて山林の造成を行った。その発電された電力を売電しているというが、東京電力にその電力を買い取らせた上で、町民に配電しているとすれば、高い電力を町民に配電していることになり、再生可能エネルギーという美名の元、町民に負担を与えることになっているのではないかと考える。大磯町は同じような轍を踏まないと考えるが、電気料金が値上がりし続けている現状を鑑み、条例の制定に当たって欲しいと願う。</p>	<p>本条例は、現在のエネルギー政策を見直し、再生可能エネルギーへの転換を目指すために地産地消のエネルギー政策を推進しようとするものです。メガソーラーの誘致を想定するものではなく、本町においてエネルギー事業者が事業を行う場合に、本条例の趣旨に則り、自然環境や地域住民への配慮、地域への協力を求める内容としています。</p>
2	<p>この条例を制定して、町は何をやるのか？この素案は理念に終始しているだけで、明確な目的とそれに向けての具体的な手段、そして町民生活にはどんなメリットがあるのか、それらが全く見えてこない。何のためにこの条例が必要なのかを、具体的に示してほしい。</p>	<p>この条例は理念条例として制定します。目的に向けた具体的な施策については、本条例第9条に規定する委任に基づき、町長(所管課)がガイドライン等で具体的な内容を定めて実施することになります。</p>
3	<p>(目的)で省エネルギーや再生可能エネルギー政策の推進と、災害に強く安全で安心な循環型地域社会の持続～とあるが、「省エネや再エネの推進」と「災害に強く安全安心な地域づくり」とは全く次元が違うテーマなのだから、この条例で一緒に語るのはおかしい。災害に強く～は、危機管理の問題ではないのか。</p>	<p>本条例の目的は、環境の保全と環境への負荷の少ない安全で安心な循環型地域社会の持続可能な発展に寄与することにあります。その方法の一つとして省エネルギーを推進し、再生可能エネルギー利用を推進することにより、災害時におけるエネルギーの供給途絶リスクをできるだけ低減化した地域社会の構築を目指すという考え方です。</p>
4	<p>(定義)第2条で、町民 町内に在住、在勤、在学する「者」とあるが、「者」という呼称は日常に馴染まない官的な言い方であり、「人」と改めたらどうか。同様に事業者も、営む「もの」とか営もうとする「もの」を、「企業または法人」に改めたらどうか。</p>	<p>町の条例は、国の法令文に準じて作成しており、一般文とは異なる表現を用いています。そのため、御指摘の「人」については、自然人及び法人を指す場合に「者」と言う表現を用いることとしています。また、「企業または法人」については、「者」に加えて法人格のない社団等を含める場合には「もの」という表現を用いることとしています。</p>
5	<p>(町民の役割)では、説明に「自らの責任において」なる文言が出てくるが、(町の役割)をみると「町の責任」について何ひとつ触れていない。これはどういう意図なのか。</p>	<p>町、町民、事業者、エネルギー事業者が共通認識を持ち、協働して省エネルギー及び再生可能エネルギー利用を推進していくために本条例を定めるものです。また、「町の責任」に関するご意見につきましては、町の役割として利用の推進に積極的に取り組むという点から検討させていただきます。</p>
6	<p>(町民の役割)とあるが、この条例について町は町民に協力を仰ぐ立場ではないのか。であれば、(町民の理解と協力)とすべきでは。町民にまで一方的に役割を押し付けるのは如何なものか。 ※役割と責任を負うのはこの条例を主導する「町」と、参画する事業者(事業)。町民はそれぞれ可能な範囲で協力はするが、条例の性格を考えるとそれ以上の役割や義務を負うものではない。</p>	<p>本条例は、町、町民、事業者、エネルギー事業者が共通認識を持ち、協働して省エネルギー及び再生可能エネルギー利用を推進していくために定めるものです。</p>

(仮称)大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例(素案)に対する町民等意見及び議会の考え方

番号	意見・質問等	議会の考え方
7	仮にこの条例で町主導による再生可能エネルギーによる発電事業を推進するのであれば、テーマを省エネとか地球温暖化にまで広げずに目的を絞り、それを明確に表した名称として『大磯町における再生可能エネルギー利活用による電力の地産地消推進条例』を提案します。	本条例の目的は、環境の保全と環境への負荷の少ない安全で安心な循環型地域社会の持続可能な発展に寄与することにあります。そのために、エネルギーの有効活用という視点に立ち、その取り組みとして省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進することとしています。条例の構成は、再生可能エネルギーの利用の推進が主となっていますが、エネルギー有効活用の推進を図るために省エネルギーの推進について定めることとしています。
8	11月15日の議会報告会で条例(素案)の施行について財政との関係はどう考えられているかと質問したのに対して的確な答弁がなかった。条例施行は平成27年4月1日となっている。地方自治法第222条の趣旨に基づく「首長の予算編成権及び執行権」との調整が整わない限り、この条例(素案)は単なる理念条例として扱われ、本来町民の生活に直接関わる政策条例としての効果が無いものになる恐れがある。	本条例の目的は、町、町民、事業者、エネルギー事業者が協働して省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーの利用を推進することにあります。条例第4条に規定する町の役割については、条例第9条に規定する委任に基づき、今後、町長(所管課)が省エネルギー及び自然エネルギー利用の取り組みを含め、実施に向けて予算を計上していくこととなります。
9	条例(素案)委任第9条について、条例の理念を実現するために、施行について必要となる事項は町長が別に規則、運用規程(ガイドライン)等を整備するものとする。これらの説明会の開催が必要であると思う。	本条例第9条の委任規定に基づき、町長(所管課)がガイドライン等を定めて実施することとなりますが、本条例の実施にあたっては町民と協働して進めることとなりますので、必要に応じて、説明会などの開催は必要であると考えます。
10	前向きに進められることを期待する。議会として大いに議論、勉強をしていただき、良き行政が図られるように指導ください。	議会としては、本条例に基づく町長(所管課)の運用状況を監視するとともに、継続して提案、提言を行っていきます。
11	自然エネルギーの大切さはよくわかります。大磯で条例が作られるそうですが、町議会ホームページからダウンロードしろとか、役場本庁舎情報コーナーで閲覧できるとか一般町民は忙しかったり無関心だったり知らない人が多いのではないですか。町民に丁寧にわかりやすい説明があってもよいのではないですか。15日(土)に参加したが理解に苦しみました。大きな予算も組まれることでしょうか。理解しないまま出来ても町民は迷うばかりです。テレビで2億円かけてパネルを作ったが、電力買取価格が下がって2億円を銀行に返せない人の話がありました。パネルの維持管理や修理代などは電気代に上乘せされるのですか。パネルの持ちは何年位ですか。本当に細かいことですが十分に検討して欲しいものです。	町民の方からのご意見等は、大磯町自治基本条例に基づくパブリックコメントの手続によりお聞きしておりますが、議会としても周知方法等については工夫する余地があると考えます。また、本条例の目的は、町、町民、事業者、エネルギー事業者が協働して省エネルギーを推進し、再生可能エネルギー利用を推進することにありますので、条例第4条に規定する町の役割の実施については、条例第9条に規定する委任に基づき、今後、町長(所管課)が予算を計上してしていくこととなります。
12	条例が作られたことは大変有意義である。この条例によって行政、事業者、町民が何を実施するかが明確になることが肝心である。	本条例の制定後、条例を具体的に運用していくためのガイドライン等を町長(所管課)が定めてまいります。
13	条例そのものはいろいろな事例を参考に作り上げるのはそれほど難しくなかったと思われる。条例の目指すところへ向けて大磯町独自の施策を作り出す努力がこれから求められる。	本条例の制定後、条例を具体的に運用していくためのガイドライン等を町長(所管課)が定めてまいります。

(仮称)大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例(素案)に対する町民等意見及び議会の考え方

番号	意見・質問等	議会の考え方
14	<p>新都市の例では施策の分類が明記されている。「市は学習の推進、普及啓発についての必要な措置を講ずる。」「市は公共施設等で省エネ、再生可能エネルギーの積極的活用に努める。」「市民は知識の習得と実践に努める。」「事業者はこれらの活用に努め、市の施策に協力する。」「市は数値目標を明示した計画を作成する。」「市は市民、事業者、大学、研究機関との連携を図る。」とある。大磯町でもこれ等は網羅されており、これに基づき具体的に進む計画が策定されることが重要である。</p>	<p>本条例の制定後、条例を具体的に運用していくためのガイドライン等を町長（所管課）が定めてまいります。</p>
15	<p>東京都の事例からは「エネルギー使用の実態の正確な把握、エネルギー利用の詳細分析」「報告の義務化」「評価の公表」「自主目標から総量削減の義務化」「省エネ対策の現場調査」「省エネ診断、家庭の省エネアドバイザー制度」「スタッフ集団の形成(政策形成能力の強化、環境NGO、住民運動メンバーとの議論の場、自治体間の実務者レベルの交流、情報交換)」「知と信頼のネットワーク形成(環境施策の各分野で先端的知識と実践的ノウハウを持つ専門家、研究者、企業、NGO等との信頼関係に基づいた協力関係の構築)」「グリーンビルディング制度(新築建築物に対する施策、建築物環境計画書制度、地域におけるエネルギー有効利用計画制度、都市計画諸制度の環境配慮ルール)」「再生可能エネルギーが電力に偏っていることの是正(太陽熱、地中熱などの熱利用の促進)」流石に先進自治体の例では更に具体的な施策が見られ参考にできることは多いと思われる。</p>	<p>本条例第9条の委任規定に基づき、町長（所管課）がガイドライン等を制定する中で、ご提案の先進自治体の施策等を参考として進めることとなります。</p>
16	<p>この条例の趣旨からみれば、原発の巨大なリスクが明らかになった今、原発に依存するエネルギー政策を改めることが強調されている。しかし現政権下でのエネルギー基本計画が原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、更に原発事業者の事業環境整備を急いでいる状況にある。総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会で検討が進められ電力・原発事業者の原発事業におけるリスク・コストを軽減させ、国民に転嫁する施策が進んでいる。このような状況下で電力会社が再生可能エネルギーの新規買取を中断する事態になり、FITに批判的な勢力が出てきている。再エネの現状、未来について、原発の様々な問題について学習して、正しい認識をしなければ原発が動けば再エネなどいらないと思う町民も出てくるであろう。原発で電力が豊富に発電できれば、省エネなど必要ないという人も出るだろう。原発推進の人達の論拠の学習も必要となるだろう。</p>	<p>本条例を運用していく上で、町民の方のエネルギー政策に関する学習の機会は非常に重要であると認識しています。今後、条例制定後におけるガイドライン等の制定や大磯環境基本計画における取り組みを推進する中で、町民の学習機会の拡充を図ることとなります。</p>
17	<p>再エネ、省エネ先進国ドイツの事例の勉強も必要であろう。幅広い学習、議論によりこの条例を理解する人を増やすことが重要である。ドイツの例で見れば再エネの勢いに加え、住宅の新築、中古住宅のエネルギー消費の低減について急速に進化していることがわかる。海外の事例についても研究が必要である。日本でも普及が始まった省エネ住宅の研究、実物の調査も必要で、一般住宅に加えて学校のゼロエネルギー化の実施例の調査も必要である。</p>	<p>本条例第9条の委任規定に基づき、町長（所管課）がガイドライン等を制定する中で、ご提案の先進国の施策等も参考として制定するよう働きかけてまいります。</p>
18	<p>太陽光パネルの採用拡大だけでなく、住宅の省エネ化についても学習していく必要がある。国の補助金制度を有効に活用するために各省庁の状況について研究を進める必要がある。前もって準備していないと時期的に対応できなくなる。</p>	<p>本条例は、町、町民、事業者、エネルギー事業者が協働して省エネルギー及び再生可能エネルギー利用を推進することを役割として定めており、町の役割として町民、事業者への学習機会の提供を定めています。この規定に基づき学習機会の拡充を図るとともに、国の補助金制度の活用や情報の提供に努めるよう働きかけてまいります。</p>

(仮称)大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例(素案)に対する町民等意見及び議会の考え方

番号	意見・質問等	議会の考え方
19	是非多くの町民の協力を求めて、条例の趣旨に合った施策が実施できるようお願いします。	本条例の制定後、条例を具体的に運用していくためのガイドライン等を町長（所管課）が定めてまいります。
20	国民の生活の安全確保に関して国がちっともあてにならない昨今、地方自治体の果たすべき役割の大きさは今後ともますます大きくなっていくことでしょう。そのような中でこのような条例の制定について、長期的に渡り前向きな態度でも臨んで来られた大磯町議会の方々を、私は町民として誇りに思います。条例の持つ理念、目指す方向性について異論はないのですが、何点か言葉や文章の意味をはっきりさせる必要があると思われる部分がありますので、その点を指摘して私のパブリックコメントとさせていただきます。	本条例の制定に御理解をいただきありがとうございます。本条例の制定により、町のエネルギー政策を推進してまいります。
21	条例本文第3条の第3項「再生可能エネルギーは、地域に根ざした事業主体が、地域の持続的な発展に資するように利用されるものとする。」「再生可能エネルギーは」に対応する述語動詞は「利用される」です。「ものとする」の主語はこの条例、ということになり特に明記する必要はないでしょう。では「地域に根ざした事業主体が」に対応する述語はなんですか。本意がわからないので訂正例を示すことが難しいのですが、もしかしらここは「地域に根ざした事業主体によって」ということなのかな、と思いますがいかがでしょうか。	記述について検討させていただきます。
22	第3条の【説明】冒頭「地域に存在する再生可能エネルギーは、地域における重要な資源と捉え、その利用に当たって配慮すべき事項を述べています。」は、「地域に存在する再生可能エネルギーを地域における重要な資源と捉え、その利用に当たって配慮すべき事項を述べています。」とするべきかと思えます。	記述について検討させていただきます。
23	第3条の【説明】○相互に協力して 内「再生可能エネルギー事業を施行する際は、地域住民に事業の規模や影響などを説明して理解を得ることなどにより、相互協力など信頼関係を築いていくことが大切です。」この「説明して理解を得ること」は誰がやることなのかははっきりしません。エネルギー事業者であるか町であるかだということは想像できますが、ここでははっきり書いておかなおと抜け道を作ってしまうことになりかねません。議会報告会での議員さんの説明によれば、この「説明して理解を得る」はエネルギー事業者に課したものであるということでした。しかしここにそれを記すのはどうもおかしいように思います。それはエネルギー事業者の役割に加えるのが適切のように思えるからです。となれば条例第3条の【説明】では、「○相互に協力して 再生可能エネルギー事業を施行する際には、町、町民、事業者、エネルギー事業者の間で、事業の規模や影響などについて共通認識を得ることにより、信頼と相互協力の関係を築いていくことが大切です。」としておき、第7条第2項の中でもう少し踏み込んでエネルギー事業者の説明義務を明記しておくのがよいと思います。	記述について検討させていただきます。
24	第7条第2項「エネルギー事業者は、町民、事業者及び町に対し、再生可能エネルギーの利用の推進に関する情報の提供に努めるものとする。」は、「エネルギー事業者は、町民、事業者及び町に対し、再生可能エネルギーの利用の推進に関する情報を提供し、また事業の規模や影響などについて説明し、理解を得ることに努めるものとする。」などとするのがよいと思います。	記述について検討させていただきます。

(仮称)大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例(素案)に対する町民等意見及び議会の考え方

番号	意見・質問等	議会の考え方
25	附則【説明】は、いくら逐条解説とは言え、この説明は不要だと思いますがいかがでしょうか。	記述について検討させていただきます。
26	【説明】(逐条解説)の文章が議会内で作成されたものであるということを伺いました。これが行政の手で行われるとなると相当の危険性を帯びてくると思い心配しましたが、安心しました。	本条例素案及び説明につきましては、総務建設常任委員会委員が協議し、作成しておりますが、条例の運用については町長(所管課)が行うために、条例素案等については所管課との確認を行っております。
27	取組は評価します。実効が出せるよう粘り強く推進してください。(1)「省エネルギーの推進について」町民課で推進しているESCO事業での防犯灯LED化は大変効果もあり評価出来ます。同様に、①町施設(特に学校)の照明の全LED化の推進(ESCO事業が出来ないか?) ②一般住宅の照明の全LED化の推進:イニシャルコストがかからないで、省エネ削減費用で返却出来る仕組みの構築 ③一般住宅のエアコン、冷蔵庫等、省エネタイプへの更新の促進:②項同様、イニシャルコストがかからないで、省エネ削減費用で返却出来る仕組みの構築(補助金方式は不可)	本条例では、町の役割として公共施設等における省エネルギーの推進に積極的に取り組むこととし、省エネルギーの推進に関する施策を計画的に行うこととしています。そして、施策については本条例第9条の委任規定に基づき、町長(所管課)がガイドライン等を制定して進めることとなりますので、今後、省エネルギー推進に係る学習の機会等を通じて情報発信していくものと考えます。
28	(2)「再生可能エネルギー利用の推進について」大磯町で利用できそうな再生可能エネルギーは、当面、太陽熱発電が考えられる。そこで、①町施設(特に学校)の屋上利用による太陽熱発電の推進 ②一般住宅の発電可能な屋根利用による太陽熱発電の推進:イニシャルコストがかからないで、発電売電収益で返却出来る仕組みの構築を考える。	大磯町において導入推進しやすい再生可能エネルギーは、太陽光や太陽熱の利用であると考えています。本条例では、町の役割として公共施設等における再生可能エネルギー利用の推進に積極的に取り組むこととしており、本条例第9条の委任規定に基づき、大磯町環境基本計画に定める取り組み事項を踏まえた中で、町長(所管課)がガイドライン等を制定して推進することとなります。この再生可能エネルギー利用の推進は、町、町民、事業者、エネルギー事業者が協働して推進することとしておりますので、今後、再生可能エネルギー利用に係る学習の機会等を通じて情報発信していくものと考えます。
29	LED化、太陽熱発電推進に対して、イニシャルコストの負担を無くし(あるいは少なく)削減費用、発電(売電)収益で返却できるシステムを構築できるかどうかにか成否がありそうです。そういう点で、ESCO事業での防犯灯LED化は大変評価出来ると思います。	省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー利用の推進については、システム構築に係るイニシャルコストの削減が大きなポイントになると考えています。町に対してはエネルギー政策を推進するために、国等におけるエネルギー政策を注視した中で、施策を進めていくよう働きかけてまいります。
30	2012年で示された原発0が8割以上の民意、そして2014年4月のエネルギー基本計画のパブコメでは脱原発の声は9割。圧倒的な国民の声が改めて示されながら、国として再生可能エネルギーへ舵を切ることなく原発推進が続いています。しかし、そうした動きとは別に日本各地で自然エネルギーへの取り組みが広がっています。そのなかでもとくに先進的な取り組みをしている自治体にはかならずエネルギー条例があります。大磯町にエネルギー条例ができること、たいへんうれしく議員のみなさまに感謝申し上げます。この条例を町に活かしていただくために次の一文を追加することをご提案致します。 (連携の推進)第8条のあとに、9条として(計画の策定及び公表)「町は、再生可能エネルギーの推進に関し、必要な計画を定め、その進捗状況を定期的に公表するものとする。」とし、(委任)は10条に。 全国でも注目されている宝塚市の条例にこうした一文がありますが、こうした具体的な文言があることで、まちぐるみの取り組みが進むことを期待しています。ご検討よろしくお願い致します。	本条例の制定に御理解をいただきありがとうございます。ご提案の「計画の策定及び公表」の規定について本条例では、第4条(町の役割)第2項に「町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー利用の推進に関する施策を計画的に行うものとする。」とし、第9条の委任規定により、町長(所管課)がガイドライン等を定めて第4条第2項の規定による政策を計画的に実施することとしましたので、計画の策定について条例に明記はしておりません。なお、第4条第3項の町の役割には、政策を計画的に実施するために「町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進を図るため、組織体制の強化その他必要な措置を講ずるものとする。」旨を規定しました。